

件名	項目	不開示部分	不開示理由
工事執行伺	金入設計書	設計書中、見積による「費目・工種・施工名称など」、「数量」、「単位」、「単価」、「金額」	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	施行伺	年割額、設計金額	高速5号線シールドトンネル工事に関する情報であって、公にすることにより、公社の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 広島県情報公開条例第10条第6号該当
		工事数量総括表の「費目・工種明細など」、「規格」、「単位」、「数量」、「備考」	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
ホームページ公表について			
	簡易文書処理票		
	ホームページ公表例		
	公告		
	入札説明書		
	様式(申請書等)		
	様式(設計・施工提案書)		
	入札書		
	契約約款		
	特約条項		
	特記仕様書		
	参考図書		
	入札手続		
	自己採点表		
設計図書等に対する質問			
	簡易文書処理票		
	ホームページ公表例		
	設計図書等の質問に対する回答		
	設計図書等に対する質問回答	当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
一般競争入札参加資格確認申請書等			
	起案		
	入札参加資格確認申請書提出者一覧		
	(様式1)一般競争入札参加資格確認申請書	当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
		当該法人の担当者名	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
	(様式2)誓約書	当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	(様式3)施工実績調査	工事名称等(工事名・路線名・発注者名・受注者名・施工場所・最終請負金額・工期・受注形態・CORINS登録番号・工事内容)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	(様式3-1)工事成績評定点	工事名、発注機関名、工事場所、工期、工事成績評定点、CORINS登録番号	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	(様式4)配置予定技術者調査	配置予定技術者名、生年月日、法令により資格・免許の登録番号及び取得年月日並びに終了年月日、継続教育(CPD)の学協会名及び単位	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
		施工経験(工事名・路線名・発注者名・受注者名・施工場所・最終請負金額・工期・受注形態・CORINS登録番号・工事内容、表彰実績(配置予定技術者)の工事名)、申請時における他工事の従事状況等(工事名・発注者名・工期・本工事を落札した場合の対応措置・CORINS登録番号)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	(様式4-1)工事成績評定点	当該法人の配置予定技術者の氏名	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
		工事概要(工事名・発注機関名・工事場所、工期、工事成績点、CORINS登録番号)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	(様式4-1-1)工事従事実績	配置予定技術者の氏名	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
	(様式4-2)配置予定技術者調査	管理技術者(配置予定管理技術者氏名、生年月日、資格登録番号)、照査技術者(配置予定照査技術者氏名、生年月日、資格登録番号)	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当

件名	項目	不開示部分	不開示理由
	(様式6)施工実績調書・配置予定技術者調書一覧表	施工実績(発注者名・工事内容等(工事名・工期・工事場所・工事内容))	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
		配置予定技術者(氏名・施工経験・発注者名(発注者名・工事名・工期・従事期間・工事場所・工事内容))	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
	(様式14)自己採点表		
	(様式7)共同企業体競争入札参加資格審査申請書	当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	(様式8)委任状	当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	(様式9)建設工事共同企業体協定書	当該法人の印影(丸印)、構成員の出資割合、取引金融機関	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	(様式10)承諾書	当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	袋とじ	当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
一般競争入札参加資格確認結果通知①			
	起案		
	FAX送信表		
	一般競争入札参加資格確認結果通知書①	当該法人の配置予定技術者の氏名	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
	一般競争入札参加資格確認書 兼 確認伺		
設計・施工提案の改善(技術交渉①)日時について			
	起案		
	FAX送信表		
	設計・施工提案の改善(技術交渉①)日時について(通知)		
設計・施工提案の改善(技術交渉②)日時について			
	起案		
	FAX送信表		
	設計・施工提案の改善(技術交渉②)日時について(通知)		
見積書		当該法人の印影(丸印)、「見積条件」、「施工名称」、「数量」、「単位」、「単価」及び「金額」	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
一般競争入札参加資格確認結果通知②			
	起案		
	FAX送信表		
	一般競争入札参加資格確認結果通知書②	当該法人の配置予定技術者の氏名	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
	入札書郵送提出の際の注意点		
入札予告			
	簡易文書処理票		
	ホームページ公表例		
	一般競争入札参加資格確認結果通知書②受領書	当該法人の担当者名、個人印	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
	一般競争入札参加資格確認結果通知②起案(写)		
予定価格調書	高速5号線シールドトンネル工事	設計金額・設計金額の100/108、直接工事費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等・調査基準価格(A)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
入札時	(大林・大成・広成建設工事共同企業体)入札書	当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	工事費内訳書	当該法人の印影(丸印)、「費目・工種・施工名称など」、「数量」、「単位」、「単価」及び「金額」	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当

件名	項目	不開示部分	不開示理由
	技術提案書	設計・施工提案書(公告で示した部分を除く)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
配置予定技術者の専任確認について			
	起案	当該法人の配置予定技術者の氏名	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
	配置予定技術者の専任確認	当該法人の配置予定技術者の氏名	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
		当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	登録内容確認書(工事実績)	受付年月日、登録年月日、登録番号、照会番号、当該法人等名、処理区分、履歴情報、登録番号、変更事由発生年月日、自社が請負った一体的先行契約工事のコリズ登録番号、コリズ登録義務の有無、件名、対象水系・路線名称、請負金額、工期、発注機関情報(発注機関名・郵便番号・住所・電話番号・FAX番号・実績内容確認年月日・実績内容確認担当者所属部署名・実績内容確認担当者氏名・実績内容確認担当者氏名(カナ)・実績内容確認担当者メールアドレス・メール送付の承諾、契約形態、受注形態、 工事実績データ(契約データ) 請負者(請負者名称・請負者名称(カナ)) 幹事企業(JV出資比率、企業ID、企業名、企業名(カナ)、建設業許可番号、事業所名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号) 構成企業1(JV出資比率、企業ID、企業名、企業名(カナ)、建設業許可番号、事業所名、郵便番号、住所、電話番号、FAX番号)、公共事業の分野、本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種、本件登録工事の入札参加資格区分、工種、工法・型式、施工場所等(起点)、施工場所規制等(施工地域・夜間工事の有無)、交通規制(交通規制の有無)、近接施工(近接施工の有無・近接する構造物)、工事概要 工事実績データ(技術者データ) 技術者情報1(所属企業の許可番号・所属企業名・建設実績技術者ID・氏名・氏名(カナ)・生年月日・監理技術者資格者番号・従事期間)、技術者情報2(所属企業の許可番号・所属企業名・建設実績技術者ID・氏名・氏名(カナ)・生年月日・監理技術者資格者番号・従事期間)、技術者情報3(所属企業の許可番号・所属企業名・建設実績技術者ID・氏名・氏名(カナ)・生年月日・監理技術者資格者番号・従事期間)、技術者情報4(所属企業の許可番号・所属企業名・建設実績技術者ID・氏名・氏名(カナ)・生年月日・監理技術者資格者番号・従事期間)、技術者情報5(所属企業の許可番号・所属企業名・建設実績技術者ID・氏名・氏名(カナ)・生年月日・監理技術者資格者番号・従事期間)、技術者情報6(所属企業の許可番号・所属企業名・建設実績技術者ID・氏名・氏名(カナ)・生年月日・監理技術者資格者番号・従事期間)、技術者情報7(所属企業の許可番号・所属企業名・建設実績技術者ID・氏名・氏名(カナ)・生年月日・監理技術者資格者番号・従事期間)、技術者情報8(所属企業の許可番号・所属企業名・建設実績技術者ID・氏名・氏名(カナ)・生年月日・監理技術者資格者番号・従事期間) 工事実績データ(技術者データ) (切羽の土質・土質条件・最大切羽水頭・トンネルの種別・施工延長・全延長・シールド形式・シールドマシン外径(代表値)・仕上り内径(代表値)・仕上り内径(最大)・セグメント種類・セグメント外径・セグメント内径・断面形状・平均土被り・最少土被り・最少土被り/D・平面最小曲率半径(R)・R/D・縦断勾配(代表値)・縦断勾配(最大)・補助工法・新工法、新技術) 発行年月日	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
配置予定技術者に送るヒアリング日時の通知について			
	起案		
	FAX送信表		
	ヒアリング日時について(通知)		
入札結果の通知について			
	起案		
	FAX送信表		
	入札結果通知書		
	総合評価型VE審査委員会(写)		
	審査様式第3号 入札調査		
入札結果の公表			
	簡易文書処理票		
	ホームページ公表例		
	入札調査		

件名	項目	不開示部分	不開示理由
	入札結果通知書(受領書)	当該法人の担当者名、個人印	特定の個人が識別される情報であるため。 ・広島県情報公開条例第10条第2号に該当
	総合評価型VE審査委員会(写)		
	審査様式第3号 入札調書		
	入札書	当該法人の印影(丸印)	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	広島高速道路公社建設工事入札契約情報取扱要綱		
実行調書	高速5号線シールトンネル工事	振込先口座名	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
伝票	支出伝票	振込先口座名	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当
	支出科目内訳書(支出)		
	請求書	当該法人の印影(丸印)、振込先口座名	生産技術・価格等に関する情報等で開示することにより、当該法人等の事業活動に対し、競争上不利を与えるおそれがあるため。 ・広島県情報公開条例第10条第3号に該当